

委任状兼同意書

事故発生年月日	2025年5月15日	事故発生場所	一宮市大宮3丁目6番地先
受給者氏名	一宮 一郎	相手方(第三者) 氏 名	愛知 次郎

1 上記事故に係る「一宮市 子ども 医療費の助成に関する条例」に基づく福祉医療費について、私が相手方（保険会社等を含む。以下同じ。）に対して有する損害賠償請求権に関して助成の価額の限度において相手方に請求し、かつ、賠償金を受領すること（以下「求償事務」という。）を一宮市に委任します。

また、一宮市が求償事務を都道府県及び愛知県国民健康保険団体連合会に委託することを認めます。

2 上記事故に関して、都道府県及び愛知県国民健康保険団体連合会が行う求償事務に必要な以下の事項に同意します。

- （1）交通事故証明書・事故発生状況報告書・診療報酬明細書（写）・委任状兼同意書等の書類について、相手方へ提示または提出すること。
- （2）保険会社等から受けた金品の内訳（その見込みを含む。）及び損害賠償額の算出基礎となる書類、情報について、相手方から提供を受けること。
- （3）事故による治療の終了日及び事故外の診療の有無等について、受診医療機関等へ照会し、回答を得ること。
- （4）この委任状兼同意書をもって（2）に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。

3 上記事故に関して、私が一宮市による福祉医療助成を受けるにあたり、以下の事項を遵守します。

- （1）治療が完了したときは、必ず一宮市に申し出ること。
- （2）相手方と示談を行おうとする場合は、必ず前もって一宮市にその内容を申し出ること。
- （3）相手方に白紙委任状を渡さないこと。
- （4）相手方から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ遅滞なく一宮市に届け出ること。

2025年 6月 1日

住 所 一宮市本町2丁目5番6号

氏 名 一宮 一郎 印

親権者 一宮 太郎 一宮印

（あて先）一 宮 市

（注1）受給者（子ども医療の場合は、対象となる「子ども」）が未成年または成年被後見人など法律行為を制限される場合は、親権者など法定代理人の方が署名してください。

（注2）委任状兼同意書の提出にあたり、市町村は本人確認を行うこと。